

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
指定難病要支援者証明事業	指定難病の患者に対し「登録者証」を交付し、指定難病にり患している事実等を証明することで、福祉・就労等の各種支援を円滑に受けられるよう支援する。	無料	松山市又は各市町を管轄する保健所 [P9,10] ※松山市在住で登録者証のみ申請される方の連絡先は次のとおり 【愛媛県難病医療事務センター】 TEL：089-912-2404
小児慢性特定疾病に対する医療費の助成	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、医療費の自己負担分の一部を助成する。	所得状況により、自己負担額は異なる。	各市町を管轄する保健所 [P10]
小児慢性特定疾病要支援者証明事業	小児慢性特定疾病児童の保護者または成年患者に対し「登録者証」を交付し、小児慢性特定疾病にり患している事実等を証明することで、福祉・就労等の各種支援を円滑に受けられるよう支援する。	無料	各市町を管轄する保健所 [P10]

5 施設・事業所の利用

(1) 障害福祉サービス事業所・施設等

家庭での生活が難しい場合、自立を目指して専門の支援を受けたい場合及び障がいのために就労が難しい場合などに施設や事業所が提供するサービスを利用することができます。

個別の指定障害福祉サービス事業所・施設については、平成30年度から「障害福祉サービス等情報公表制度」が創設されたことに伴い、WAMNET（福祉・保健・医療の総合情報サイト）が提供する「障害福祉サービス等情報検索」に掲載されています。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/>

また、県内の一部の障害福祉サービスを提供している事業所又は施設については、愛媛県障がい福祉課ホームページにも掲載しております。

<https://www.pref.ehime.jp/page/6091.html>

障害福祉サービスの利用に関するご相談については、お住まいの市役所又は町役場までお問い合わせください。サービス内容については、障害福祉サービスはP3～、障害児支援サービスはP6～をご覧ください。

(2) その他障がい者のための施設

■ 身体障害者福祉センター

自立に必要な各種の相談に応じると共に、機能回復訓練や、スポーツ、レクリエーションの指導及び支援を行うなど、総合的に障がい者の福祉の増進を図る事業を行います。

施設名	所在地	設置主体	電話番号
愛媛県身体障がい者福祉センター	松山市道後町 2-12-11	愛媛県	TEL：089-924-2101 FAX：089-923-3717
新居浜市障がい者福祉センター	新居浜市庄内町 1-14-18	新居浜市	TEL：0897-33-3341 FAX：0897-37-1710
今治市障害者福祉センター のぞみ苑	今治市石井町4丁目 3番53号	今治市	TEL：0898-22-0264 FAX：0898-22-0264
松山市身体障害者福祉センター	松山市若草町8-2	松山市	TEL：089-921-2151 FAX：089-921-2152
宇和島市障害者福祉センター むつみ荘	宇和島市御殿町 8-19	宇和島市	TEL：0895-22-3988 FAX：0895-22-3988

■ 障がい者更生センター

障がい者又はその家族に対し、宿泊、レクリエーションその他休養のための便宜を供与する施設です。

施設名	所在地	設置主体	電話番号
愛媛県障がい者更生センター 道後友輪荘	松山市道後町2-12-11	愛媛県	TEL：089-925-2013 FAX：089-925-2086

■ 点字図書館、視聴覚障害者情報提供施設

無料又は低額な料金で、点字刊行物及び視覚障がい者用の録音物の貸出しや、聴覚障がい者用の録画物等の製作及び貸出しなどの事業を行います。

施設名	所在地	設置主体	電話番号
愛媛県視聴覚福祉センター	松山市本町6-11-5	愛媛県	TEL：089-923-9093 FAX：089-923-9224

